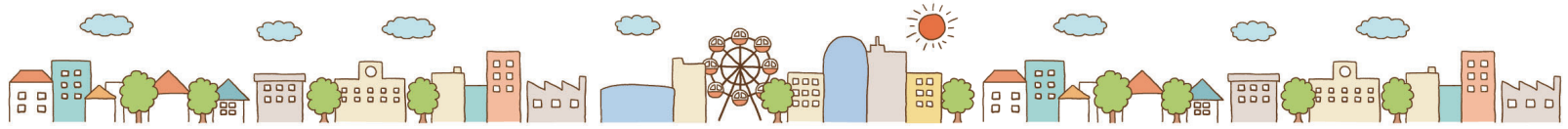


住まいをもっと安全で快適に



我が家の耐震診断相談会

「住宅の耐震性が心配」「老朽化で家のあちこちが傷んでいる」そんな住宅のお悩みに専門家からアドバイスを受けられます。いつ起こるかわからない震災に備えるきっかけにしませんか？

◎事前に建築年次、地盤や基礎の状況、屋根（瓦ぶき）、鉄板ぶきなどや外壁の仕上げをご確認ください。各戸に訪問はしません。詳細は市HP（Q 我が家の耐震）をご覧ください。



- 日 10月31日(土)午前9時30分～午後4時
- 場 市役所6階604会議室
- 対 次の全てを満たす市内の木造住宅の居住者または所有者
 - ▶平成12年以前に建てられた
 - ▶在来工法または枠組壁工法(2×4工法)
 - ▶延床面積500㎡以下
 - ▶平屋または2階建ての戸建住宅
- 定 申し込み先着30人
- 申 問 月 初～10月20日(火)に新築・増築時の平面図、立面図、仕様書などを持ち、市役所2階建築指導課に直接 / ☎ 2998-9180

あなたのお家の耐震性は大丈夫？



危険なブロック塀などの撤去・改善工事費を補助

塀の厚さや高さが基準を超えたり、傾き・ひび割れなどがあつたりする危険なブロック塀はありませんか？地震などによる倒壊の被害を未然に防ぐため、撤去・改善工事費を補助します。

- 対 建築基準法の道路に面し、市が定めた基準で危険と判断された
 - ①ブロック塀などの撤去工事
 - ②①と併せて行う軽量フェンスや生け垣などを設置する改善工事
- ◎塀の種類により対象とならない場合があります。

- 補助額**
- ①長さ1m当たり1万円または実費額のうち少ない額（上限10万円）
 - ②長さ1m当たり5千円または実費額のうち少ない額（上限5万円）
- 留意事項** ▶不動産の販売目的や建物の新築、増改築に伴う工事は対象外 ▶予算額に達し次第終了
- 申 問 工事契約前に、申請書に必要書類を添えて市役所2階建築指導課に直接 / ☎ 2998-9180
- ◎補助は今年度で終了予定です。必要書類や詳細は市HP（Q 危険ブロック）をご覧ください。



危険なブロック塀とは？

- ▶高さが1.2mを超え、塀の厚さや控え壁の設置など、基準を満たしていない
- ▶明らかな傾き、ひび割れがある
- ▶高さが1.2mを超える石積の擁壁上に設置された塀で、道路からの高さが1.8mを超えるもの

危ない！何かある前に対策を！



浄化槽を長く使い続けるために

トイレ、台所、お風呂など生活の中で排出された汚水を微生物の力で浄化してくれる浄化槽。そんな便利な設備を長く使い続けるためには、日頃のちょっとした心掛けが重要です。

問 資源循環推進課 ☎ 2998-9146

- ▶水に溶けないティッシュペーパーや紙おむつなどはトイレに流さない
- ▶使用後の食用油や生ごみは流さない
- ▶洗剤や漂白剤は適正な量を使う
- ▶送風機の空気取り入れ口はふさがらない

浄化槽の法定検査はお済みですか？

浄化槽は年1回の法定検査（浄化槽の機能が発揮されているかの確認検査）が義務付けられています。忘れないように検査を受けてください。

費 5,000円（家庭用・10人槽以下）

問 社 埼玉県環境検査研究協会 ☎ 048-778-8700

日頃の維持・管理で清潔に保ちましょう！

